

シャープ健康保険組合保険給付金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第54条の規定による保険給付金の支給期日等について、必要な事項を定めるものとする。

(支給期日等)

第2条 保険給付金は、通常毎月15日までに支給決定されたものについては当月の給料に併せて支給する。但し、任意継続被保険者及び資格喪失者にかかるものについては同時期及び特例退職被保険者にかかるものについては同月末に指定銀行口座振込みで支給する。

附 則 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 第1条、第2条の改正は、平成15年4月1日から施行する。